

Do the Sea

サマーサーフインスクール

# ボランティア 大募集



日時

7/29(日) 8:30 ~ 14:00

募集人数

50名

会場

松江市島根町野波海岸  
(変更の可能性あり)

お問合せ先  
(サーフアップ)

TEL 0852-31-3700

お申込み

申込は持込み、またはFAXで受付けます。  
FAX 0852-31-3700

※水着またはウエットスーツが必要です。お持ちでない方は事前にご相談ください。※当日は昼食を用意させていただきます。

まずは説明会に来ていただき、どんな活動なのかを知っていただければと思います。お気軽にご来場ください!

サポーター  
参加申込書

説明会に参加

する しない

説明会  
(参加無料)

【日時】7月8日(日) 9:00~12:00  
【会場】ウエルネス橋南店 2F会議室  
(桧山トンネル北)

フリガナ 氏名	保護者氏名 (未成年者の場合)	
住所	〒	
生年月日	西暦 年 月 日 (満 歳)	血液型 型
メール アドレス	パソコン 携帯	電話番号 自宅 携帯
裏面の規約の内容に 同意する	同意しない	サポーター登録 する しない 既にしている ※今後、スクール開催ごとに事前連絡致します。

## 誓約書

私はサポーター活動において、活動中の事故、または怪我等が発生した場合、いかなる責任を主催、協力にあたる各社、団体に対してその責任を一切追求しないことを誓約いたします。

National Institution For Youth Education  
独立行政法人 国立青少年教育振興機構  
「子どもゆめ基金助成活動」

体験の風をおこう

氏名

保護者氏名  
(未成年者の場合)

印

印

年 月 日 ( )

主催 :Do the Sea

# Do the Sea サポーター規約

## 第1 目的

知的障がいを持つ子ども達にサーフィンを通じ、海の素晴らしさ・海の愛・海からのエネルギーを感じながら1日を楽しんでもらい、ご家族にもサーフィンしている子どもの姿を見てできないことばかりではなく無限の可能性を見出していくこと目的とする。

## 第2 登録機関

「Do the Seaサポーター」の登録機関は任意団体Do the Seaとする。

## 第3 登録事項

「Do the Seaサポーター」として登録する事項は以下とする。

名前、住所、生年月日(西暦)、電話番号、メールアドレス、サーフィン歴、福祉・医療関係・海関係の資格の有無。

## 第4 登録要件

- (1) サポーター活動として意欲ある個人。
- (2) 登録しようとする年度の4月1日現在で13歳以上であること。18歳未満の場合保護者の同意等を必要とする。
- (3) 登録事項に示す各項目に係る個人情報のうち、公開区分欄で「必須」とされている個人情報及び「任意」とされている個人情報のうち公開を可とするものについては、「Do the Seaサポーター」として登録した個人は(以下「登録者」という。)第7に規定する事項をDo the Sealに提供されることを了承することであること。
- (4) 営利を目的としないこと。
- (5) 法令を遵守することであること。
- (6) 政治上の主義を推進、支持、またはこれに反対することを目的とするものでないこと。
- (7) 特定の公職の候補者もしくは公職にある者または政党を推薦・支持またはこれらに反対することを目的とするものでないこと。
- (8) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、および信者を教化育成することを目的とするものでないこと。
- (9) 暴力団もしくはその構成員の統制の下にある団体でないこと。
- (10) 本規約を遵守することであること。

## 第5 登録の手続き

「Do the Seaサポーター」として登録を希望する個人は、登録申込書に必要事項を記入し登録機関に提出するものとする。

## 第6 登録の有効期限

登録の有効期限は、登録日から3年を経過した日の属する年度の年度末までとする。

## 第7 登録者名簿の作成

登録機関は、Do the Seaサポーター活動を促進するため「Do the Sea登録者名簿」(以下「登録者名簿」という。)を作成し、Do the Seaが管理するものとする。

登録者の個人情報等Do the Seaが保有している登録者に関する個人情報を、第1条の目的を達成するために利用し、目的外利用はしないものとする。

Do the Seaでは登録者に対し、登録者自身が自主的に公開している個人情報については、その責任を負わない。

## 第8 登録者の心得

- (1) 登録者は、Do the Seaサポーター活動を行う場合は、組織等との連携に努めなければならない。
- (2) 登録者は、Do the Seaサポーター活動時において活動にかかわるすべての者と交流を図るよう心がけるものとする。

## 第9 講習会等の実施

登録機関は、登録者にDo the Sealにおけるサポーター活動に関する講習会及び情報提供を行う。

## 第10 登録の変更、取り消し

登録者は、登録カードに記載した事項に変更が生じた場合又は登録の取り消しを希望する場合は登録機関に速やかに報告するものとする。

## 第11 登録の抹消

- (1) 登録機関は、登録者が以下に該当する行為を行った場合、登録を抹消し速やかに登録者に通知する。(2) 登録機関や登録者を誹謗中傷する行為又は公序良俗に反する行為。
- (3) Do the Seaが認めない不正な行為があったその他、本規約のいずれかに違反した場合。
- (4) その他、本規約のいずれかに違反した場合。

## 第12 費用弁償等

- (1) 登録者は、Do the Sealに対して、サポーター活動の実施について費用弁償を請求することはできない。
- (2) 登録者は、Do the Sealに対してサポーター活動中の事故等による損害について賠償を求めるることはできない。

## 第13 その他

Do the Seaは、登録者がサポーター活動を行う際の事故等を補償するため、サポーター保険に加入する。

Do the Seaスクール終了後活動会員カードを発行、カードを受理した時点で活動会員となる。活動会員になりたくない場合は受理しない。退会届を提出することによりいつでも退会できる。